

写

受理番号	陳情第5号
受理年月日	平成28年 2月 4日

陳 情 書

二宮町議会  
議長 添田 孝司 殿

2016 (平成28) 年1月29日  
横浜市神奈川区神奈川2-19-3  
神奈川建設プラザ内  
消費税をなくす神奈川の会  
代表世話人 増 本 一 彦

国に対して 消費税増税を中止する意見書の提出を求める陳情書

第1 陳情の趣旨

- 1 貴議会が教育、福祉をはじめ住民生活の向上と地域の発展のために日夜お力を尽くされておられますことに心から敬意を表します。
- 2 さて、ご承知のように、政府は平成29年度より消費税率を10%に引き上げる決定をしております。政府は、「軽減税率」の採用をするので、増税による負担は緩和をされるとしております。しかし、「軽減税率」とは食料品に対して現行税率8%を維持することであって、現在の負担が軽減緩和されることではありませんし、政府のデフレ脱却政策によっては物価が上昇して「軽減税率」はインフレ率に吸収され、勤労者国民全体の年金減額、社会保障の負担の増加によって、いっそう耐乏生活を強いられることになるのです。実際に、増税額4兆5000億円であり、一世帯当たり年間約62,000円の負担増となるとされているのです。
- 3 消費税は最も逆進性の高い租税であり、所得の低い勤労者の生活を直撃しますから、消費税率10%への増税は、現行の8%の税率でも食生活を切り詰め、必要な衣類の購入も控えるなどの生活のやりくりをしている現状をさらに厳しい状況に追い込むこととなります。こうして、勤労者の購買力の低下は現在の不況をさらに長引かせることとなりますし、地方自治体の諸施設の建設・修繕、物品とサービスの購入などの経費に課せられる消費税額の負担も大きくなり、地方財政にも重大な否定的影響を及ぼします。私どもの街頭などにおける世論調査でも、消費税率10%への引き上げに反対する人々は70%余に達しております。
- 4 貴議会におかれましては、勤労者地域住民の多数意見を尊重してください、以下の陳情の項目のご決議をよろしくお願い申し上げます。

第2 陳情の項目

2017 (平成29) 年4月施行の消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書を政府に送付していただくこと。